



健康保険 移送費 支給申請書 記入の手引き

病気やケガで移動が困難であり、医師の指示のもと病院・診療所へ搬送される際、かかった経費の支給を受けることができます。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1 / 2 ページ

2 / 2 ページ

申請書は、家族（被扶養者）の療養費支給申請書であっても、被保険者ご自身でご記入ください。被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類をご用意ください。

移送に要した費用の領収書(原本)

このほか、必要に応じ、次の書類を添付してください。

ケガ（負傷）による申請の場合	負傷原因届
第三者の行為による傷病の場合	「第三者行為による傷病届」 詳しくはユニマツ健康保険組合にお問合せください。
被保険者が亡くなられ、 相続人の方が請求する場合	被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。
(翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。)

次ページに記入例があります。➡

ご提出・お問合せ先



〒107-0062東京都港区南青山2-19-1シティヤマザキビル2F
TEL 03-5411-2010 FAX 03-5411-2079

ユニマツ健保

検索

記入漏れや誤りが多いところ（特にご注意ください。）

1 記号・番号は被保険者証に記載されています。

2 被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。（住所・振込口座も同様です。）

3 ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号（記号・番号（13桁））ではなく、振込専用の店名（漢数字3文字）・預金種目・口座番号をご記入ください。

4 被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。本人確認をするための添付書類は通知カードのコピーや、個人番号が記載された住民票の写し等の添付が必要となります。

健康保険 移送費 支給申請書	
1 2	
被保険者(申請者)-療養担当者記入用	
5 移送を受けた方	被保険者・口 被扶養者 (氏名)
移送を受けた方の生年月日及びその続柄	平成 3 年 10 月 24 日 続柄(本人)
傷病名	急性穿孔性腹膜炎
発病または負傷の原因	自宅にて急に腹痛があり、病院へ行った
発病または負傷の年月日	平成 28 年 11 月 20 日
移送経路	品川区〇〇〇 ~ 目黒区▼▼▼
移送方法	寝台自動車で運ばれた
移送年月日	平成 28 年 11 月 20 日
付添人の有無 及びその住所	口有 (氏名) 〇〇〇〇
移送に要した費用の額	6 26,000 円
第三者行為によるときはその事実	
第三者の氏名 及びその住所	氏名 〒
7 移送を必要と 認めた理由	緊急に手術を要するも当院に設備がなく、また病状悪化のため、寝台自動車で施設がある〇〇病院に搬送する必要があったため
移送を必要と認めた理由	
移送経路	品川区〇〇〇 ~ 目黒区▼▼▼
移送方法	寝台自動車により搬送する
移送年月日	平成 28 年 11 月 20 日
上記のとおり記載ありません。	平成 28 年 12 月 〇日
住所	〒〇〇〇-△△△△ 東京都品川区〇〇〇〇1-1-1
医療機関は産科医療の	氏名 〇△×診療所 〇〇 二部

ユニマット健康保険組合 2/2

記入漏れや誤りが多いところ（特にご注意ください。）

5 申請内容

被保険者ご本人がご記入ください。
「発病または負傷の原因」「発病または負傷の年月日」はできるだけ詳しくご記入ください。

7 医師・歯科医師記入欄

移送を指示した医師に意見の記入してもらってください。
医療機関の印ではなく、医師の印をもらってください。

6 領収書に記載されている金額をご記入ください。

次ページに移送費の支給要件等について案内があります。➡

移送費の支給要件等

支給対象となる条件

医師が一時的・緊急的な移送の必要性を認めた場合で、かつ次のいずれにも該当すると当健保が認めた場合、支給されます。

- 1 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- 2 療養の原因である病気やけがにより移動困難であること
- 3 緊急その他やむを得ないこと

具体的な費用の算定

- 1 **経路** 必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じた最も経済的な経路
- 2 **運賃** その傷病に応じた最も経済的な交通機関の運賃
- 3 **医師、看護師の付添人** 医学的管理が必要であったと医師が判断する場合に限り、原則一人までの交通費
- 4 **その他** 天災その他やむを得ない事情により、上記のような取扱いが困難である場合、現に要した費用を限度として例外的に支払われる場合もあります。

実際に支払った額	ユニマット健保が計算した金額と比べて超過した額は、移送費の支給計算の対象外となります。
ユニマット健保が最も経済的な経路・交通機関の運賃で計算した額	
移送費	